

○商工委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
21	輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案		五、二四	五、三〇 領	付託 (予) 議決 五、四三	付託 議決 五、四〇	
30	繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案		二、八	四、五 領	四、〇 議決 四、七	二、九 議決 四、三	
34	機械類信用保険法の一部を改正する法律案		三、一	四、五 領	(予) 議決 四、七	三、一 議決 四、〇	
57	割賦販売法の一部を改正する法律案		三、八	四、九 領	四、〇 議決 五、〇	四、二 修正 四、八	
66	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案		四、三	四、三 領	四、七 議決 四、四	四、三 議決 四、二	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ 付月日	提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
14	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	高杉勉忠君 (外一名)	五、七二	五、六二	付託 議決 未了	付託 議決 未了	

衆議院議員提出法律案（九件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
33	大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案	外小沢和秋君 一(五二)	五二八		五二八 (予)	五二八 継続審査	
32	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	外小沢和秋君 一(五二)	五二八		五二八 (予)	五二八 継続審査	
31	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	外小沢和秋君 一(五二)	五二八		五二八 (予)	五二八 継続審査	
26	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	外長田武士君 四(五七)	五二一		五二一 (予)	五二一 継続審査	
23	武器等の輸出の禁止等に関する法律案	外後藤茂君 九(四二)	四二四		四二四 (予)	四二四 継続審査	
14	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	外長田武士君 四(四二)	四五		四五 (予)	四五 継続審査	
4	割賦販売法の一部を改正する法律案	外長田武士君 四(三二)	三二		三二 (予)	三二 継続審査	撤回 五、四一八
2	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	外長田武士君 四(五九、三二)	五、三二		五、三二 (予)	五、三二 継続審査	

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
後藤 茂君
八名
(八二)

八六

八六
(予)

八六 継続審査

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案
(閣法第二二号)(衆議院送付)

- 五九、 二、二四 内閣提出
- 三、二九 衆可決
- 四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、発展途上国等における累積債務の増大等により、輸出貨物の代金等の回収に伴う危険が増大し、また、発展途上国等の債務の繰延べの実施による保険金の支払いが急増している状況等にかんがみ、輸出保険制度の機能充実に資するものとして、その主な内容は次のとおりである。

一、輸出保険法の一部改正

- (一) 輸出代金保険の付保率及びてん補率の上限を百分の九十五から百分の九十七・五に引き上げるものとする。
 - (二) 輸出手形保険の付保率及びてん補率を百分の八十から百分の八十二・五以内とするものとする。
 - (三) 利用実績のほとんどない委託販売輸出保険及び海外広告保険を廃止する。
- 二、輸出保険特別会計法の一部改正
- 当分の間、借入金に係る債務を弁済する場合に、一定の範囲内において借入金ができるようにするため、借入金規定を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正

する法律案は、発展途上国における債務繰延べの実施により保険金の支払いが急増しておりますので、輸出代金保険及び輸出形保険のてん補率の引き上げを行うとともに、輸出保険特別会計に借入金の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、累積債務問題の見通し、運用部資金借り入れの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の橋本委員より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律案は、機械類信用保険事業の業務量の増大に対処するため、政付が行っております機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫に行わせること、及び機械類信用保険特別会計を廃止して、その権利義務を中小企業信用保険公庫に受け継がせるものであります。

また、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、繊維工業の構造改善を一層推進するため、本法の

廃止期限を昭和六十四年六月三十日まで五年間延長するとともに、新たに繊維工業構造改善事業協会の業務を追加する措置を取り入れようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、機械保険の利用状況、繊維工業構造改善の進捗状況、繊維製品の輸入急増に対する対応策等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、以上の二法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五九、二、二八 内閣提出

四、五 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、繊維工業の構造改善を引き続き推進するため、繊維工業に対する従来の助成措置を延長するとともに、新しい情勢に対応する助成措置を追加しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法が廃止するものとされる期限（本年六月三十日）を五年間延長し、昭和六十四年六月三十日までとする。
- 二、繊維工業構造改善事業協会の業務として、新たに、繊維事業者に対して技術指導を行う者の養成及び研修の業務並びに新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及の業務を追加する。

委員長報告

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

（衆議院送付）

五九、三、一 内閣提出

四、五 衆可決
四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、機械類信用保険事業の業務量の増大が見込まれる状況にかんがみ、所要の規定の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機械類信用保険業務の中小企業信用保険公庫への移管
機械類信用保険業務は、中小企業信用保険公庫が行う。
- 二、機械類信用保険運営基金
中小企業信用保険公庫に機械類信用保険運営基金を設け、機械類信用保険特別会計の廃止に際し政府から出資があつたものとされた金額をもつてこれに充てる。
- 三、機械類信用保険業務に係る経理
機械類信用保険業務に係る経理については中小企業信用保険公庫の従来の業務に係る経理と区分する。
- 四、機械類信用保険特別会計法の廃止等
機械類信用保険特別会計法を廃止し、機械類信用保険業務に関し国が有する権利義務は、中小企業信用保険公庫が承継する。

五、施行期日

この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

委員長報告

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（衆議院送付）

五九、三、二八 内閣提出

四、一二 衆本会議趣旨説明

四、一九 衆修正

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、近年、急速に多様化、拡大化している割賦販売等に係る取引において、消費者とのトラブルが増大していることにかんがみ、購入者の保護を一層図るとともに、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図ろうとするもので

あつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義規定の改正

実質的に割賦販売であるいわゆるリボルビング方式による販売を「割賦販売等」に含めるほか、指定商品の購入毎に立替払いの契約が結ばれる個品割賦購入あつせんを「割賦購入あつせん」に含め、法の規制対象とする。

また、指定商品の対象となるものに耐久性を有しない商品を含める。

二、割賦購入あつせん条件等の表示、書面の交付等

新たに、割賦購入あつせんに対して、取引条件の表示、書面の交付、クーリングオフ、契約の解除の制限等の購入者保護の規定を設ける。

三、割賦購入あつせん業者に対する抗弁

割賦購入あつせんを利用した購入者は、商品瑕疵等の販売業者に対して主張できる事由をもつて、割賦購入あつせん業者からの代金の支払請求を拒むことができるものとする。

四、過剰与信の防止、信用情報の適正な使用

割賦販売業者等は、購入者がその支払能力を超えて商品の購入を行うことがないように、正確な信用情報に基づ

き販売活動を行うよう努めるとともに、これら信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的に使用してはならないものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、クーリングオフの認められる期間を現行の四日から七日に延長するほか、所要の附則の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案改正の主な点は三点あります。第一は、法の規制対象を拡大すること。第二は、クレジット会社が割賦購入のあっせんを行った商品に欠陥がある場合などには、クレジット会社からの代金支払請求を拒絶することができるようにすること。第三点は、購入契約を締結した後これを撤回できる、いわゆるクーリングオフの期間を従来の四日から七日に延長することなどであります。これは消費者保護が目的でございます。

委員会におきましては、役務関連取引の適正化、銀行系

クレジット会社が進出することによる中小クレジット団体への悪影響などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、高杉理事より、一括払いの購入あっせんであるマンスリークリア方式などによる信用販売についても政府は適切なる対策をとるべきであるという四項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

四、 一二 衆可決

四、 二七 参可決

要旨

本法律案は、近年、中小企業の事業協同組合、商工組合等を取り巻く経済、社会環境が大きく変化したことに伴い、組合の機能に対する組合員の要求が多様化したこと、また、組合員の世代交代が円滑に行われることが望まれていることにかんがみ、組合機能を充実、強化し、併せて組合制度の改善を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、債務保証事業の範囲の拡大

組合が行うことのできる債務保証事業を拡大し、組合員の事業活動に係る債務の保証についても行えるようにする。

二、企業組合制度の改正

従事比率、組合員比率を一定の要件に該当する組合について緩和するとともに、員外監事の導入を認める。

三、組合員の出資口数に係る限度の特例

一組合員当たりの出資口数の限度を、一定の要件に該当する場合に緩和する。

四、協業組合制度の改正

組合員の後継者が、組合員の生前に持分を譲り受ける

ことができるようにする。

五、その他

組合事業の利用者の範囲の特例を設けるほか、火災共済協同組合制度の改正、中小企業団体中央会の事業の追加を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、これについて商工委員会で審査をいたしましたその経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、事業協同組合、商工組合等の債務保証事業の範囲を拡大し、組合員の出資口数の限度に特例を設けるなど、組合機能の強化を図ろうとするものでございます。

委員会においては、保証拡大の前提となる組合の担保能力の充実、出資口数限度の緩和による弊害防止などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	付託委員会	議決	本院	衆議院	議決	本院	備考
84	船員法の一部を改正する法律案		五、二四	受領 八、二	(予) 七、五	継続審査	可決 七、三〇	可決 八、二			
70	案 港湾運送事業法の一部を改正する法律案		四、五	受領 六、六	六、七	可決 七、二	可決 七、二	可決 四、七	可決 六、三	可決 六、六	本会議で趣旨説明聴取 六、七
61	道路運送法等の一部を改正する法律案		三、二九	受領 七、七	(予) 七、七	可決 八、二	可決 八、三	可決 六、三	可決 七、四	可決 七、七	
35	関西国際空港株式会社法案		五、三二	受領 五、二〇	五、二一	可決 五、二六	可決 五、二七	五、四、五	可決 五、八	可決 五、二〇	本会議で趣旨説明聴取 五、二一